

社会福祉法人太陽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽会（以下「当法人」という）の定款第8条および第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)および評議員、苦情解決に関する第三者委員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬、退職慰労金、出張旅費を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬、出張旅費を支給する。
- 2 常勤役員に対する退職慰労金については、役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
 - (2) 退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額とする。
 - (3) 出張旅費については、別表4に定める額とする。
- 2 前項にかかわらず、当法人の経営状況が厳しい場合は、評議員会の決議を経て、別表1に定められている報酬額を、減額または支給しないことができる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額とする。ただし、交通費については、鴨川市、館山市、南房総市及び鋸南町以外から出席する場合には、別表3とは別に交通費（実費）を支給するものとする。
- (2) 監事については、別表3に定める（1）と（2）を併給しない。
- (3) 出張旅費については、別表4に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表5の定めによるものとする。

- 2 前項にかかわらず、当法人の経営状況が厳しい場合は、評議員会の決議を経て、別表5に定められている報酬額を、減額または支給しないことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支給

するものとする。

(1) 報酬については、当月 25 日とする。

(2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 6 か月以内に支給する。

2 非常勤役員等の報酬等は必要の都度、支給する。

3 出張旅費は原則として、出張終了後に支給する。ただし、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後に精算することができる。

(支給の形態)

第 7 条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第 8 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることができる。

附 則

この規程は 2021 年 8 月 1 日から施行する。

別表1（常勤役員報酬）

就任期間	理事長	業務執行理事	理事
4年未満	600,000円	300,000円	150,000円
4年以上16年未満	800,000円	400,000円	200,000円
16年以上26年未満	1,000,000円	500,000円	200,000円
26年以上	1,200,000円	600,000円	200,000円

※上記の金額については、月額とする。

別表2（退職慰労金）

最終役員報酬（月額）×常勤在任年数×係数（功績倍率）

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

常勤在任年数に応じた係数は次のとおりとする。

	係数（功績倍率）
1年以上10年未満	1.2
10年以上	1.5

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 会議等への出席報酬

	報酬（日額）
会議等への出席	10,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の報酬

	報酬（日額）
監事監査指導報酬	15,000円

別表4（出張旅費）

日当	宿泊費	交通費	その他
15,000円	20,000円	実費	実費

別表5（職員給与との併給）

就任期間	理事長	業務執行理事	理事
4年未満	400,000円	200,000円	—
4年以上16年未満	600,000円	250,000円	—
16年以上26年未満	800,000円	300,000円	—
26年以上	1,000,000円	400,000円	—

※上記の金額については、月額とする。